

感染症予防対策

制度が変わっても
ウイルスは無くならない
= 予防が大事！

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上2類相当⇒5類に変更



個人の対応は
何が変わるの？



◆ 予防対策・・・個人の選択・判断を尊重するのが基本

- ・マスク着用：個人の選択・判断を尊重 ただし、医療機関に行く時や高齢者と接する時などは着用推奨
- ・手洗い等の手指衛生、換気、アクリル板など仕切りの設置：基本的感染対策として有効
- ・三密（密閉・密集・密接）回避：特に高齢者や基礎疾患のある人（＝重症化リスクの高い人）は“密”を避けることが有効
- ・ワクチン接種：65歳以上の高齢者・基礎疾患のある人は春夏（5～8月）、秋冬（9～12月）の2回接種を実施
その他の追加接種対象者は秋冬（9から12月）に1回接種を実施

◆ 罹患時対応

- ・検査・治療・入院・薬の費用：一部を除き保険診療（自己負担あり）
※当面9月末まで、コロナ抗ウイルス薬は無料、入院医療費は高額療養費の自己負担限度額から2万円を減額
- ・療養期間（目安）：**【大人】**発症の翌日から5日間、かつ症状が軽くなってから24時間経過
【未就学児も含む児童・生徒】発症の翌日から5日間、かつ解熱後、児童・生徒は2日間、幼児は3日間
- ・感染動向把握：発生届提出なし、濃厚接触者の特定なし、患者・濃厚接触者の外出自粛要請なし
- ・マスク着用など：発症から10日間はウイルス排出の可能性あり⇒マスク着用推奨、高齢者等との接触を控える

★令和5年4月導入の「first call for AXA 産業医プログラム（チャット型医療相談）」も
ご活用下さい！

